

社会福祉法人 大協会

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム ハートフルこうだ

入所契約書

NO. _____

契約者	
身元引受人	

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
「ハートフルこうだ」
入居契約書

◇◆目次◆◇

第一章 総則

- 第1条(契約の目的等)
- 第2条(定義)
- 第3条(契約)
- 第4条(施設サービス計画の決定・変更)
- 第5条(運営規定)
- 第6条(介護保険給付対象サービス)
- 第7条(介護保険給付対象外サービス)
- 第8条(契約者等への説明)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第9条(サービス利用料金の支払い)
- 第10条(利用料金の変更)

第三章 事業者等の義務

- 第11条(事業者及び職員の義務)
- 第12条(守秘義務等)

第四章 契約者等の義務

- 第13条(契約者等の施設利用上の注意義務等)
- 第14条(契約者等の禁止行為)

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

- 第15条(損害賠償責任)
- 第16条(損害賠償がなされない場合)
- 第17条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第六章 契約の終了

- 第18条(契約の終了事由)
- 第19条(契約者からの中途解約)
- 第20条(契約者からの契約解除)
- 第21条(事業者からの契約解除)
- 第22条(契約終了に伴う援助)
- 第23条(契約者の入院に係る取り扱い)
- 第24条(居室の明渡し—精算—)

第七章 補則

- 第25条(身元引受人)
- 第26条(身元引受人の責任)
- 第27条(残置物の引取り等)
- 第28条(秘密保持と個人情報保護)
- 第29条(一時外泊)
- 第30条(苦情処理)
- 第31条(協議事項)

_____ (以下「契約者」という。)と社会福祉法人 大協会(以下「事業者」という。)は、指定地域密着型介護老人福祉施設ハートフルこうだ(以下「施設」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「施設サービス」という。)を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総 則

第 1 条(契約の目的等)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、必要な居室及び共用施設等を使用していただき、第 6 条、第 7 条に定める施設サービスを提供します。
- 2 事業者は契約者に対してケアプランを含む指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を計画し(以下「施設サービス計画」という。)サービスを提供します。ただし、事業者は、施設サービス計画が作成されるまでの間、契約者の能力に応じて、適切な施設サービスを提供するものとします。
- 3 契約者は第 18 条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第 2 条(定義)

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- 一 契約者…入居者としませんが、入居者の契約能力に問題がある場合は、親族等または身元引受人を署名代行者とします。
- 二 契約期間…契約締結の日から契約者の要介護度の認定が継続する期間をいいます。
但し、契約者、身元引受人等より契約解約の申し出がない限り、更新した介護認定期間まで自動的に契約は継続するものとします。
- 三 職員…介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護支援専門員、その他事業者が施設サービスを提供するために従事させる者をいいます。
- 四 身元引受人…契約者の親族を身元引受人とします。もし契約者に親族が居らず、法廷後見人または任意後見人が契約代行となる場合は、身元引受人は後見人とします。

第 3 条(契約)

- 1 基本的に入居者が行いますが、入居者の契約能力に問題がある場合は親族が代行します。
- 2 入居者に親族がない場合で、入居者に後見人が付いている場合
 - ① 契約者に判断能力がある場合は、契約者は入居者とします。
 - ② 契約者に判断能力がない場合は、契約者は後見人を署名代行とします。ただし、この場合は、後見人の責任の範囲・限度については、協議を要するものとします。

第4条(施設サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、計画担当介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が、施設サービス計画について契約者及び家族等(以下「契約者等」という。)に対して説明し、同意を得たうえで、これを決定するものとします。
- 3 事業者は、次の各号に該当する場合、契約者等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
 - 一 6ヵ月(*要介護認定有効期間)に1回
 - 二 契約者等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に施設サービス計画について変更の必要があるかを調査させ、その結果、変更の必要があると認められた場合。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合は、契約者等に対して、書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第5条(運営規定)

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び共用施設・設備等の附帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約において、運営規程は本契約に付随するものであり、契約者等に対して事前に説明するものとします。
- 3 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第6条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、契約者に対して次のサービスを提供するものとします。

- 一 食事・入浴・排泄等の介護
- 二 相談等の精神的ケア
- 三 社会生活上の便宜
- 四 日常生活の世話
- 五 機能訓練
- 六 健康管理
- 七 療養上の世話
- 八 自立への支援

第7条(介護保険給付対象外サービス)

- 1 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険の適用を受けない次のサービスを提供するものとします。
 - 一 契約者等が選択する特別な食事の提供
 - 二 契約者に対する理髪・美容・髭そりサービス
 - 三 事業者が特別に定める教養娯楽費等の提供あるいはレクリエーション行事

四 事業者が別に定めるところに従ってする契約者からの貴重品の保管及び管理

- 2 前項のほか、事業者は、介護保険給付対象外サービスとして、施設内にて実施する「喫茶」のサービス、その他契約者等との合意に基づく契約者の日常生活において通常必要となるものに係るサービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについては、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は、本条に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて、契約者等に対して、わかりやすく説明するものとします。

第8条(契約者等への説明)

- 1 事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うと同様の内容の説明を、身元引受人に対しても行うよう努めるものとします。
- 2 身元引受人は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、契約者へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

第二章 サービスの利用料金の支払い

第9条(サービス利用料金の支払い)

- 1 契約者は、契約者の要介護度に応じて第6条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分;通常はサービス利用料金の1割)を、事業者を支払うものとします。(暫定での入居者に対しては要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い))
- 2 第7条に定める介護保険給付費対象外サービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を、事業者を支払うものとします。
- 3 前項のほか、契約者は、利用期間中の食事提供に要する費用、居室に要する費用及び利用者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く。)を、事業者を支払うものとします。
- 4 本条に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月27日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第10条(利用料金の変更)

- 1 第9条第1項に定めるサービス利用料金及び第9条第3項に定める食事代の標準自己負担額及び居室に要する費用について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第9条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金(食事代の自己負担額及び居室に要する費用を除く。)について、経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合、事業者は、契約者等に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。
- 3 契約者等は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することがで

きます。

第三章 事業者の義務

第11条(事業者及び職員の義務)

- 1 事業者及び職員は、サービスの提供にあたり、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携し、契約者からの聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及び職員は、契約者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者の心身の状況等を、適宜、親族・後見人等に報告するとともに、要介護認定の更新等により、契約者の要介護度が変更された場合には、速やかに契約者等に通知するものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する施設サービスの提供について記録を作成し、その完結より2年間保管するものとし、契約者またはその代理人からの請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。この場合、複写に要する費用は、契約者及びその代理人の負担とします。

第12条(守秘義務等)

- 1 事業者及び職員は、施設サービスを提供するうえで知り得た契約者等に関する事項について、次の各号に該当する場合を除き、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
 - 一 事業者が、医療上の緊急の必要性があり、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供する場合
 - 二 事業者が、第22条に定める契約者の円滑な退居のための援助を行うにあたって、あらかじめ契約者からの文章による同意を得て、契約者に関する情報を提供する場合
- 2 本条に定める守秘義務は、本契約が終了した後も継続するものとします。

第四章 契約者等の義務

第13条(契約者等の施設利用上の注意義務等)

- 1 契約者は、居室及び共用施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施あるいは安全衛生面等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従業者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。その場合には、事業者及びサービス従業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者等は故意または重大な過失により、施設または設備について、滅失・破損・汚損もし

くは変更した場合には、自己の費用により原状に回復するか、または相当の代償を支払うものとします。

- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者等と事業者との協議により、居室または共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第14条(契約者等の禁止行為)

契約者等は、施設内において、次の各号に該当する行為をすることはできません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従業者、他の入居者等に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等をおこなうこと
- 三 入居規則その他において事業者が定める以外の物品の持込み

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第15条(損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、契約者等の被った被害について賠償する責任を負います。ただし、契約者等に故意または過失がある場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる範囲内において、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 前項の規定は、第12条に定める守秘義務に違反した場合にも、これを準用します。
- 3 事業者は、本条に定める損害賠償責任を、速やかに履行するものとします。

第16条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、第15条の規定にかかわらず、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は、損害賠償責任を免れるものとします。

- 一 契約者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して、損害が発生した場合
- 二 契約者等が、施設サービスの実施にあたり必要な事項に対する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して、損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して、損害が発生した場合
- 四 契約者等が、事業者またはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して、損害が発生した場合

第17条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 1 事業者は、本契約の有効期間中において、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して、当該サービスの提供を中断するものとします。
- 2 前項の場合において、事業者は、契約者に対して既に実施したサービスを除き、所定のサ

サービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第18条(契約の終了事由)

契約者は、次の各号のいずれかに基づく契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が「要支援」「自立」と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、または破産宣告を受けた場合もしくは止むを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失または重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合
- 五 施設が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
- 六 第19条、第20条、第21条の規定に基づき本契約が解約または解除された場合

第19条(契約者からの中途解約等)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合に契約者は、契約終了を希望する日の7日前までに、事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第5条第3項の場合、第10条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 第1項に定める契約者等からの通知がなく、契約者が居室から退去した場合には、事業者は、契約者等に対して解約の意思の確認をするものとし、契約者等が解約の意思を表明した場合には、その意思表示の日をもって、本契約は解約されたものとします。

第20条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者または職員が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 正当な理由なく本契約に定める施設サービスを実施しない場合
- 二 第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 故意または過失により、契約者等の身体・財物・信用等を傷つけた場合、著しく不信行為をした場合、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の入居者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合または傷つける恐れがある場合において、適切な措置対応を執らない場合

第21条(事業者からの契約解除)

- 1 事業者は、契約者等が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 契約者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 サービス利用料金の支払いを3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず

ず支払われない場合

- 三 契約者が、故意または重大な過失により、事業者またはサービス従業者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 四 契約者の行動が、職員または他の入居者等の生命・身体・健康等に重大な影響を及ぼす恐れがある場合、または契約者が重大な自傷行為を繰り返す場合等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 五 契約者が連続して3ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合または入院した場合
 - 六 契約者が介護老人保健施設に入所または介護療養型医療施設に入院した場合
- 2 前項による契約の終了後、契約者が退居するまでの間において、事業者が契約者に対して実施したサービス利用料金については、契約者が全額これを負担するものとします。

第22条(契約終了に伴う援助)

事業者は、第18条第一号及び第21条第六号を除く各号により本契約が終了し、契約者が施設を退居する場合には、契約者等からの申し出により、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な次の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院または診療所もしくは介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

第23条(契約者の入院に係る取扱い)

- 1 契約者が病院または診療所に入院した場合であっても、3ヶ月以内に退院した場合には、退院後も再び施設に入居できるものとします。ただし、この場合、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等により、退院時に施設の受入準備が整っていないときは、事業者の併設する短期入所生活介護等のサービスを利用していただくこともあります。
- 2 前項の場合において、6日以内に退院した場合には、別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を、事業者を支払うものとします。
- 3 第1項の場合において、6日を越えて3ヶ月以内に退院した場合には、入院期間中の所定の利用料金を支払う必要はありません。ただし、入院期間中に月をまたぐ場合には、第2項に定める利用料金とは別途に、6日分の利用料金を事業者を支払うものとします。

第24条(居室の明け渡し—精算—)

- 1 本契約が終了する場合において、契約者は、事業者に対し、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務、第13条第3項の規定による義務(原状回復の義務)、その他の条項に基づく義務がある場合は、事業者が指定する方法により義務を履行したうえで、契約者の居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合、または前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に明け渡された日までの期間に係る、重要

事項説明書に定める所定の料金を、事業者に対し支払うものとします。

- 3 第1項の居室明け渡し義務及び第2項の料金支払義務については、契約者が第22条に定める援助を希望した場合においては、援助(紹介)が完了するときまで、停止するものとします。
- 4 第9条第5項の規定は、第1項の場合にこれを準用します。

第7章 補則

第25条(身元引受人)

- 1 契約者に親族がある場合、身元引受人は、原則として、親族とします。
- 2 契約者に親族がない場合で、契約者に後見人が付いている場合、
 - ① 任意後見人の場合、任意後見契約に「死後の事務」に関する定めがあるときは、任意後見人を身元引受人とします。
 - ② 法定後見の場合、法律上、死後の事務については法定後見の範疇ではないので、この場合には、協議を要するものとします。
任意後見契約に「死後の事務」に関する定めがないときも同様とします。

第26条(身元引受人の責任)

- 1 身元引受人は、次の各号に定める責任を負担します。
 - 一 契約者が疾病等により医療機関に入院または療養する場合に、入院の申込み、費用の負担等の入院手続きを円滑に遂行すること
 - 二 本契約が終了した場合に、事業者と協力して、契約者の状態・状況に応じた受入先を確保すること
 - 三 契約者が死亡した場合に、速やかに、遺体及び残置物の引取り等の必要な処理を行うこと
- 2 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることができないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 3 事業者は、契約者が入院または療養を必要とする場合、または本契約が終了する場合には、身元引受人に対して、その旨を連絡するものとします。

第27条(残置物の引取り等)

- 1 事業所は、本契約が終了した後も施設に残置物がある場合には、契約者等及び身元引受人に対して、その旨を連絡するものとします。
- 2 契約者等及び身元引受人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に、残置物を引取るものとします。ただし、契約者及び身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者に対してその旨を連絡の上、引取期間を延期できるものとします。
- 3 事業者は、前項ただし書きの場合を除き、契約者及び身元引受人が相当な期間を経過しても残置物引取りの義務を履行しない場合には、当該残置物を、契約者または身元引受人に引渡すものとします。この場合、引渡しに要する費用は、契約者及び身元引受人の負担とします。

第 28 条(秘密保持と個人情報の保護)

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- 2 事業者は、契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービスの担当者会議において、契約者の個人情報を用いません。また、契約者の家族の個人情報についても、予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議で契約者の家族の個人情報を用いません。

第 29 条(一時外泊)

- 1 契約者等は、事業者に事前に申し出ること、1ヶ月に6日を限度として、外泊することができます。この場合、契約者等は、外泊開始日の2日前までに、事業者に届け出るものとします。ただし、緊急止むを得ない場合には、この限りではありません。
- 2 外泊期間中における利用料金については、契約者は、別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を、事業者に支払うものとします。

第 30 条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して、適切に対応するものとします。

第 31 条(協議事項)

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、介護保険法及び関係法令の定めるところに従い、契約者等と誠意をもって協議するものとします。
- 2 法定後見人または任意後見人が契約代行者として本契約を締結する場合には、事業者は、その負担する責任の内容・範囲・限度等に関する事項ならびに身元引受人に関する事項について、法定後見人または任意後見人と誠意をもって協議するものとします。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、契約者及び事業者が記名捺印のうえ、各自1通を所有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 所 在 大阪府池田市神田2丁目6-7

事業者名 社会福祉法人 大協会

代表者 理事長 加 納 繁 照

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者との関係 _____

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者との関係 _____